

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成22年12月27日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）東近江市青葉町商業施設 東近江市青葉町109-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
マックスバリュ中部株式会社 三重県松阪市大口町185番地の1 代表取締役 正木雄三
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 山田昇
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
マックスバリュ中部株式会社 三重県松阪市大口町185番地の1 代表取締役 正木雄三
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 山田昇 ほか未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成23年8月9日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 7,143平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 396台
- 7 駐輪場の収容台数 208台
- 8 荷さばき施設の面積 237平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 75.6立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (1) 開店時刻
ア マックスバリュ中部株式会社ほか 8時
イ 株式会社ヤマダ電機 10時
 - (2) 閉店時刻
ア マックスバリュ中部株式会社ほか 0時
イ 株式会社ヤマダ電機 22時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 7時30分から0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 平成22年12月8日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
滋賀県東近江環境・総合事務所総務課 東近江市八日市緑町7-23
東近江市産業振興部商工観光課 東近江市八日市緑町10-5
 - (2) 縦覧期間 平成22年12月27日から平成23年4月27日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成23年4月27日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1